

## 令和8年度 靈安業務取扱業者一覧への登載に関する募集について

### 1 内容

愛知県がんセンター病院の靈安業務取扱業者一覧への登載

### 2 登載基準等

別紙1のとおり

### 3 提出書類

- (1) 靈安業務取扱業者一覧登載申請書（別紙2）
- (2) 社歴書（別紙3）
- (3) 提出日から3か月以内に取得した法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ※コピー不可
- (4) • 自社搬送の場合：貨物自動車運送事業法に基づく靈柩運送に係る許（認）可書の写し  
• 他社に委託の場合：委託契約書の写し及び受託業者の許（認）可書の写し
- (5) 誓約書（別紙4）

### 4 提出先

愛知県がんセンター運用部経営戦略課医事グループ  
〒464-8681 名古屋市千種区鹿子殿1番1号

### 5 提出期限

令和8年3月2日（月）午後5時まで

※郵送の場合についても上記期限までに到着させること。

※上記期限までに、提出書類に不備がなく適正な内容の申請として受理される必要があることに留意すること。

### 6 問い合わせ先

愛知県がんセンター運用部経営戦略課医事グループ  
電話番号 052-762-6111（内線2501）

令和8年2月2日  
愛知県がんセンター病院長

## 靈安業務取扱業者一覧への登載基準等

毎年度 4 月 1 日付けて靈安業務取扱業者一覧（以下「一覧」という。）を作成する。下記の条件を満たす業者を一覧に登載する。

### 記

- 1 法人格を有し、法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の目的欄に葬祭業務に関する記載があること。
- 2 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- 3 1 商号につき 1 施設のみの登載とする。
- 4 貨物自動車運送事業法に基づく靈柩運送に係る許（認）可があること又は貨物自動車運送事業法に基づく靈柩運送に係る許（認）可がある業者と委託契約をしていること。
- 5 遺族の依頼に対して、何時でも引き受けられる体制であり、依頼を受けてから概ね 1 時間以内に到着できること。
- 6 その他
  - (1) 登載期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
  - (2) 一覧への登載順については、登載申請書を受理した順番とする。
  - (3) 年度途中に一覧の内容に変更又は削除が生じた場合は、その都度一覧を変更する。なお、一覧に搭載されている業者に対し、変更後の一覧の配付は行わない。
  - (4) 登載の募集に係る締切後の登載申請及び年度途中における登載申請は受け付けない

靈安業務取扱業者一覧登載申請書

令和 年 月 日

愛知県がんセンター病院長 殿

所在地

商号

代表者名

担当者名  
連絡先

}

下記のとおり貴院の靈安業務取扱業者一覧に登載していただきたいので、登載申請書を提出します。

記

1 名称（登載名）

2 所在地

3 連絡先

(添付書類) (各 1 部)

- ・社歴書（別紙 3）
- ・提出日から 3か月以内に取得した法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）※コピー不可
- ・自社搬送の場合は、貨物自動車運送事業法に基づく靈柩運送に係る許（認）可書の写し、他社に委託の場合は、委託契約書の写し及び受託業者の靈柩運送に係る許（認）可書の写し
- ・誓約書（別紙 4）

## 社歴書

商号	
名称（登載名）	
本社所在地	
代表者名	
電話番号	
設立年月日	
主な事業内容 (欄が不足する場合は別紙 (様式任意) とすること)	

従業員数	正社員	名、	準社員	名
勤務体制	区分	昼間勤務人員 (9時～17時)	夜間勤務人員 (17時～9時)	備考
	平日			
	休日及び年末年始			
病院から 指定場所 への遺体 搬送方法	1 自社搬送車 ※範囲 ( ) 県			
	2 他社搬送車 ( ) ※範囲 ( ) 県			
	( ) ※範囲 ( ) 県			
過去3年間のがんセンターでの靈安業務実績	令和5年	令和6年	令和7年	
	件	件	件	件
がんセンター周辺の営業所の名称及び所在地	営業所名	所在地		

※車両数が5両未満の場合で「発地及び着地のいずれもが○○県の区域以外に存する運送を行ってはならない。」という業務の範囲を限定する条件が付されている場合は、業務範囲を記載すること。

## 記載にあたっての注意事項

- 「従業員数」欄について、前月末現在の状況を記載すること。パート、アルバイトなどは準社員に含めて記載すること。
- 「勤務体制」欄について、靈安業務従事者数を記載すること。
- 「病院から指定場所への遺体搬送方法」欄について、該当する番号を丸で囲み、自社搬送の場合は許（認）可書の写し、他社に委託している場合は委託先の会社名を記載のうえ委託契約書の写し及び受託業者の靈安運送に係る許（認）可書の写しを添付すること。自社搬送・他社搬送併用の場合は両番号丸で囲み、それぞれ必要な書類を添付すること。

## 誓 約 書

- 遺体搬送業務を行うにあたって、貨物自動車運送事業法を始め関係法令を遵守する。
- 提出書類のすべての記載事項に事実と相違はない。
- 「靈安業務取扱業者一覧への登載基準等」(別紙1)に記載の基準をすべて満たしている。
- 業務実施にあたっては「靈安業務における注意事項」(別紙5)を遵守する。
- 登載事項に変更が生じた場合は、速やかに「靈安業務取扱業者一覧登載事項変更届出書」(別紙7)を提出する。

上記に相違がないことを誓約する。

なお、これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴院が行う一切の措置について、何ら異議の申し立てを行わない。

令和 年 月 日

愛知県がんセンター病院長 殿

所在地

商号

代表者名

### 靈安業務における注意事項

- 1 遺体は、十分な弔意をもって取扱うこと。
- 2 遺族の自由な選択により、遺体を自宅等へ移す業者となったことを十分承知すること。
- 3 遺族と十分に意思の疎通を図り、不満や苦情が起こらないよう細心の注意をすること。
- 4 火災・盜難等の発生防止及び靈安室内の衛生等に特に注意すること。
- 5 遺族から依頼があった場合、必ず到着予定時刻を伝えること。予め伝えた到着予定時刻に遅れる場合についてはその旨及び再度到着予定時刻を必ず遺族に伝えること。
- 6 庁舎管理上、病院職員の指示に従うとともに、別紙6の記載内容を遵守すること。
- 7 精安室内に備え付けの物品の取扱いには留意すること。

# お 読 み く だ さ い

業者 の 皆 様 へ

愛知県がんセンター病院長

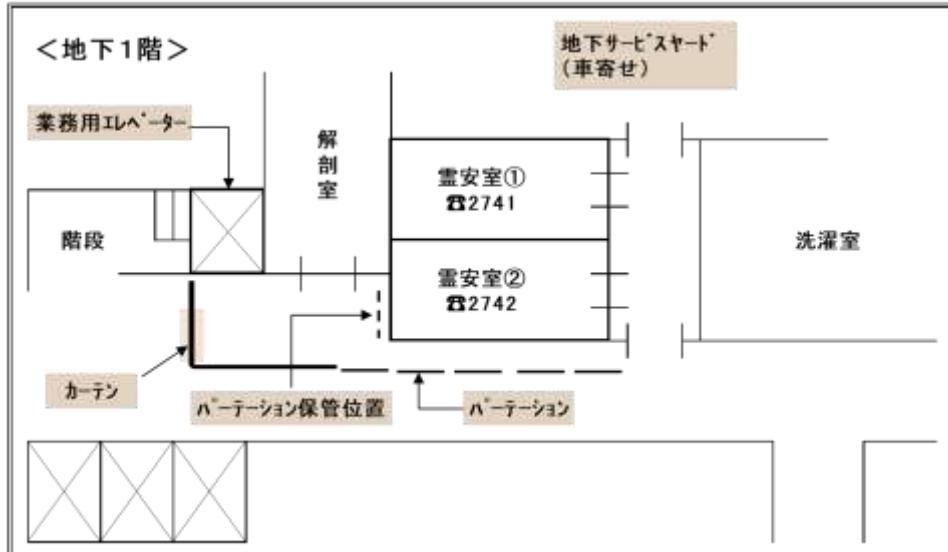
## ※通常の場合

- 1 到着次第、院内電話で到着を病棟及び防災センター（下表：内線番号参照）に連絡するとともに、靈安室の準備をする。  
病棟への連絡の際、靈安室の準備が整い次第病棟へ行くのか、連絡があるまで靈安室で待機するのかを必ず確認すること。
- 2 灵安室での待機の指示があった場合、靈安室の準備が完了したら、靈安室で病棟から連絡を受けるまで待機する。
- 3 業者が持参するストレッチャーに業者が用意するシーツ・布団等とともに業務用エレベーターを使用し病棟へ行く。  
この際、靈安室内の火氣が消えていることを確認後、下図を参考にし、カーテン、パーテーションで目隠しをすること。
- 4 病棟で、ご遺体をストレッチャーに移し、病棟から靈安室へご遺体を搬送する。
- 5 ご遺族・職員等が弔意を表した後、ご遺体を病院からご遺族の希望の場所へ搬送する。
- 6 退出時に火氣等の始末を確実に行うとともに到着時の状態に備品等を復旧し、防災センターに退出の旨必ず連絡すること。

## ※解剖がある場合

- 1 到着次第、到着を病棟及び防災センターに連絡後、靈安室の準備及び待機をする。
- 2 灵安室に安置されたご遺体を病院からご遺族の希望の場所に搬送する。
- 3 退出時に火氣等の始末を確実に行うとともに到着時の状態に靈安室等を復旧し、防災センターに退出の旨必ず連絡すること。

図：〈業務用エレベーターの位置・カーテン使用方法等〉



表：〈院内内線番号〉

階	東	西
9	3660	3670
8	3640	3650
7	3620	3630
6	3590	3610
5	3570	3580
4	3550	3560
防災センター		2221

## 靈安業務取扱業者一覧登載事項変更届出書

令和 年 月 日

愛知県がんセンター病院長 殿

所在地

商号

代表者名

担当者名  
連絡先

)

貴院の靈安業務取扱業者一覧に登載されている事項に下記のとおり変更がありましたので、添付書類と併せて変更届出書を提出します。

記

## 1 変更年月日

## 2 変更事項

	変更前	変更後
名 称		
所 在 地		
連 絡 先		

(添付書類) (各 1 部)

&lt;商号等に変更がある場合&gt;

- ・社歴書（別紙 3）
- ・提出日から 3か月以内に取得した法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）※コピー不可

&lt;靈柩運送許（認）可、委託契約などに変更がある場合&gt;

- ・自社搬送の場合は、貨物自動車運送事業法に基づく靈柩運送に係る許（認）可書の写し、他社に委託の場合は、委託契約書の写し及び受託業者の靈柩運送に係る許（認）可書の写し

## 愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書

愛知県知事、愛知県公営企業管理者企業庁長、愛知県病院事業管理者病院事業庁長及び愛知県教育委員会教育長（以下「知事等」という。）と愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、愛知県が行う事務及び事業からの暴力団の排除を徹底するため、相互の連絡協議体制の確立に関し、下記のとおり合意する。

### 記

#### 1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務又は事業 愛知県が行う次に掲げる契約その他の事務又は事業をいう。
  - ア 建設工事、設計・測量・建設コンサルタント、物件の製造請負又は買入れ、役務の提供等の調達契約
  - イ 公有財産の処分又は貸付けの契約
  - ウ 貸付金の貸付契約
  - エ 補助金・交付金等の交付
  - オ 許認可及び登録
  - カ その他暴力団を利すこととなるおそれがある事務又は事業
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (6) 暴力団関係者 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (7) 排除措置 事務又は事業が暴力団を利すこととならない次に掲げる措置をいう。
  - ア 競争入札への参加資格を有する者に対する指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置
  - イ 申請等を拒否し、許可等を取り消すなどにより事務又は事業の相手方としないこと。
  - ウ 補助金若しくは交付金若しくは貸付金を返還させ、又は違約利息若しくは損害賠償等を求めること。
  - エ その他暴力団を排除するために有効な措置

#### 2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等

- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

### 3 情報交換

- (1) 知事等は、事務又は事業の相手方となり得る法人等が、排除措置対象法人等に該当するか否かについて、警察本部長に対し、照会書（様式第1号）により照会することができるものとする。
- (2) 警察本部長は、前号の照会を受けたときは、知事等に対し、速やかに回答書（様式第2号）により回答するものとする。
- (3) 警察本部長は、前号の規定により回答するほか、排除措置対象法人等に該当すると認めたときは、知事等に対し、速やかに通報書（様式第3号）により通報するものとする。

### 4 排除措置の要請及び措置結果の通知

- (1) 警察本部長は、事務又は事業の相手方となり得る法人等が排除措置対象法人等に該当すると認める3(2)の回答又は3(3)の通報をするときは、当該回答又は通報に併せて、知事等に対し、当該法人等の当該事務又は事業からの排除措置の要請を行うものとする。
- (2) 警察本部長は、知事等が講ずる排除措置に関し必要な助言をすることができる。
- (3) 知事等は、(1)の排除措置の要請に係る措置の状況を警察本部長に対し通知書（様式第4号）により通知するものとする。

### 5 事務又は事業に係る妨害等に関する指導等

- (1) 知事等は、事務又は事業の相手方となる法人等に対し、当該事務又は事業の実施に関し、妨害（不法な行為等で、事務又は事業の実施の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出するよう指導するものとする。
- (2) 知事等は、事務又は事業の相手方となる法人等から、当該事務又は事業の実施に関して妨害等を受けた旨の報告があった場合は、当該法人等に対して警察へ被害届を提出するよう指示するとともに、警察本部長に対して当該報告の内容を報告受理連絡書（様式第5号）により速やかに連絡するものとする。

- (3) 警察本部長は、事務又は事業の相手方となる法人等から、当該事務又は事業の実施に関して妨害等を受けた旨の被害の届出があった場合は、当該法人等に対して知事等に報告するよう指示するとともに、知事等に対して当該届出の内容を通報受理連絡書（様式第6号）により速やかに連絡するものとする。
- (4) 警察本部長は、事務又は事業の相手方となる法人等が妨害等を受けたにもかかわらず警察への被害の届出を怠ったと認めたときは、知事等に対して通報義務違反認知通報書（様式第7号）により速やかに通報するものとする。

## 6 支援・協力体制

- (1) 知事等は、この合意書に基づいて講ずる措置の相手方となる法人等からの妨害等が予想されるときは、警察本部長に対し、警察官の出動を要請することができるものとする。
- (2) 警察本部長は、知事等が、この合意書に基づく措置を講ずる際、又は措置を講じた後、当該措置の相手方となる法人等からの妨害、不服申立等の紛議が生じたときは、積極的に支援し、及び協力するものとする。

## 7 情報管理

知事等及び警察本部長は、この合意書の規定に基づき取得した法人等の情報については、適正に管理し、その情報は、知事等による暴力団排除措置以外の目的に使用しないものとする。

## 8 その他

- (1) 事務又は事業からの暴力団排除に関し、当該事務又は事業に係る法令等に暴力団等を排除する定めがある場合又は別に合意書等を締結している場合は、この合意書の規定は適用せず、当該法令又は合意書等の定めるところによる。
- (2) この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。
- (3) この合意書は、平成24年7月1日から効力を発する。
- (4) 平成23年3月31日付け、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」は、平成24年6月30日限り廃止する。

上記事項の合意の証として本書5通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

平成24年6月29日

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章 印

愛知県公営企業管理者企業庁長 中野秀秋 印

愛知県病院事業管理者病院事業庁長 二村雄次 印

愛知県教育委員会教育長 野村道朗 印

愛知県警察本部長 河邊有二 印

様式第1号

文 書 番 号  
年 月 日

愛知県警察本部刑事部  
組織犯罪対策局組織犯罪対策課長 殿

愛知県

課長 印

照 会 書

下記の者が、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」の2に定める排除措置の対象となる法人等に該当するか否かについて照会します。

記

商号又は名称				
所在 地				
役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所
備 考	※ 対象となる事務・事業の名称等について記載			

担当 ○○課 電話  
氏名

様式第2号

文書番号  
年月日

愛知県

課長 殿

愛知県警察本部刑事部  
組織犯罪対策局組織犯罪対策課長 印

回 答 書

年月日付け（文書番号）で照会のあった件については、下記のとおりです。

記

商号又は名称	
所在 地	
代 表 者	
回答事項	<p>上記の者は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」の2</p> <p><input type="checkbox"/> ( )に該当するので、事務又は事業からの排除を要請する。</p> <p><input type="checkbox"/> に該当しない。</p>
備 考	

様式第3号

文 書 番 号  
年 月 日

愛知県

課長 殿

愛知県警察本部刑事部  
組織犯罪対策局組織犯罪対策課長 印

通 報 書

下記の者は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」の2( )に該当するので、事務又は事業からの排除措置を要請します。

記

商号又は名称	
所在地	
代表者	
備考	

様式第4号

文 書 番 号  
年 月 日

愛知県警察本部刑事部  
組織犯罪対策局組織犯罪対策課長 殿

愛知県

課長 印

通 知 書

年 月 日付け（文書番号）による排除要請に係る措置の状況は、下記のとおりです。

記

商号又は名称	
所在 地	
代 表 者	
措置の内容	
備 考	※ 排除措置を講じた年月日 年 月 日

様式第5号

文 書 番 号  
年 月 日

愛知県警察本部刑事部  
組織犯罪対策局組織犯罪対策課長 殿

愛知県 課長 印

報 告 受 理 連 絡 書

下記のとおり、事務又は事業の相手方となる法人等から、当該事務又は事業の実施に関して妨害等を受けた旨の報告があったので連絡します。

記

事務又は事業の名称			
事務又は事業の相手方	住 所 又 は 所 在 地		
	商 号 又 は 名 称		
	氏 名 又 は 代表者氏名		
妨 害 等 の 行 为 者	住 所		
	氏 名		
妨 害 等 の 日 時	年	月	日 午 時 分 ころ
妨 害 等 の 場 所			
妨 害 等 の 内 容 ・ 被 害 状 況			
そ の 他 参 考 事 項			

担当 ○○課 電話  
氏名

様式第6号

文 書 番 号  
年 月 日

愛知県

課長 殿

愛知県警察本部刑事部  
組織犯罪対策局組織犯罪対策課長 印

通報受理連絡書

下記のとおり、事務又は事業の相手方となる法人等から、当該事務又は事業の実施に関して妨害等を受けた旨の被害の届出があったので連絡します。

記

事務又は事業の名称					
事務又は事業の相手方	住所又は所在地				
	商号又は名称				
	氏名又は代表者氏名				
妨害等の行為者	住所				
	氏名				
妨害等の日時	年 月 日 午 時 分 ころ				
妨害等の場所					
妨害等の内容 ・被害状況					
その他の参考事項					

様式第7号

文書番号  
年月日

愛知県

課長 殿

愛知県警察本部刑事部  
組織犯罪対策局組織犯罪対策課長 印

通報義務違反認知通報書

下記のとおり、妨害等を受けたにもかかわらず警察への被害の届出を怠った事務又は事業の相手方となる法人等を認知したので通報します。

記

事務又は事業の名称		
事務又は事業の相手方	住所又は所在地	
	商号又は名称	
	氏名又は代表者氏名	
被害の届出を怠ったと認めた理由		
その他の参考事項		

